

議案第14号

鳥取県教科用図書選定審議会の組織及び運営に関する規則の一部改正について

鳥取県教科用図書選定審議会の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出します。

平成27年3月16日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

◇鳥取県教科用図書選定審議会の組織及び運営に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 規則の目的について定めた規定中引用する義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の条項を改める。

(2) 施行期日は、平成27年4月1日とする。

鳥取県教科用図書選定審議会の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県教科用図書選定審議会の組織及び運営に関する規則（昭和39年鳥取県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令(昭和39年政令第14号) <u>第10条</u>の規定に基づき、鳥取県教科用図書選定審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令(昭和39年政令第14号) <u>第11条</u>の規定に基づき、鳥取県教科用図書選定審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

鳥取県教科用図書選定審議会の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 月 日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

鳥取県教育委員会規則第 号

租税特別措置法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)の一部を次のように改正する。
第三十九条の三十三の三第三項中「規約」という語を「規約」とし、「を」を加え、「この項及び第五項」を「この条」に改め、同条第八項中「第三各号に掲げる資産」を「第三各号から第十号までに掲げる資産(同条第八号に掲げる資産にあつては、主として同条第一号から第七号までに掲げる資産に対する投資として運用することを約する契約に係るものに限る。)」に改め、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十項から第十三項までを一項ずつ繰り下げ、同条第九項の次に次の一項を加える。

10 投資法人で次に掲げる要件を満たすものが、投資信託及び投資法人に関する法改正する政令(平成二十六年政令第二百九十四号)の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの期間内に特例特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第三号第十二号に掲げる資産をいう。以下この項において同じ)の取得(合併による取得を除く。以下この項において同じ)をした場合には、その取得の日(当該期間内に二以上の特例特定資産の取得をした場合には、当該期間内に取得をした各特例特定資産の取得の日のうち最も早い日)からその取得をした特例特定資産を貸付けの用に供した日(当該期間内に取得をした二以上の特例特定資産を貸付けの用に供した場合には、その貸付けの用に供した日のうち最も早い日)以後十年を経過した日までの間に終了する各事業年度(この項の規定の適用がないものとした場合に法第六十七条の十五第一項第二号に掲げる要件を満たす事業年度を除く)に係る同項及び第八項の規定の適用については、特例特定資産は、同号下に規定する政令で定める資産とみなす。
一 法第六十七条の十五第一項第一号(ロ)に該当するものであること又はその投資口が金融商品取引法第三号第十六項に規定する金融商品取引所に上場されていること。
二 その規約に特例特定資産の運用の方法が貸付のみである旨の記載又は記録があること。
第三十九条の三十五の三第六項中「第三各号に掲げる資産」を「第三各号から第十号までに掲げる資産(同条第八号に掲げる資産にあつては、主として同条第一号から第七号までに掲げる資産に対する投資として運用することを約する契約に係るものに限る。)」に改める。

附 則

(施行期日)
一 この政令は、投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成二十六年政令第二百九十四号)の施行の日から施行する。
(適用区分)
二 改正後の租税特別措置法施行令第三十九条の三十三の三第八項及び第十項の規定は、租税特別措置法第六十七条の十五第一項に規定する投資法人のこの政令の施行の日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、同項に規定する投資法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

財務大臣 麻生 太郎
内閣総理大臣 安倍 晋三

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年九月三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百九十三号

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の一部を改正する政令
内閣は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二十号)の施行に伴い、及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)第十七条の規定に基づき、この政令を制定する。
義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令(昭和三十一年政令第十四号)の一部を次のように改正する。

第七條を削り、第八條を第七條とし、第九條を第八條とし、第十條を第九條とし、第十一條を第十條とし、同条の次に次の一項を加える。
(採択地区協議会の組織及び運営)
第十一條 採択地区協議会は、関係市町村の教育委員会が採択地区協議会の規約の定めるところにより指名する委員をもつて組織する。
2 採択地区協議会に会長を置き、採択地区協議会の規約の定めるところにより、委員のうちから定める。
3 会長は、会務を総理する。
4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
5 前各項に定めるもののほか、採択地区協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、採択地区協議会の規約で定める。
第十二條を次のように改める。
(採択地区協議会の規約事項)
第十二條 採択地区協議会の規約には、次に掲げる事項を定めなければならない。
一 採択地区協議会の名称
二 採択地区協議会を設ける市町村の教育委員会
三 採択地区協議会の組織
四 教科用図書の選定の方法
五 採択地区協議会の経費の支弁の方法
第十六條を第十七條とする。
第十五條第一号中「一千万円」を「千万円」に改め、同条を第十六條とし、第十四條を第十五條とする。
第十三條第二項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条を第十四條とし、第十二條の次に次の一項を加える。
(採択地区協議会の規約の変更)
第十三條 採択地区協議会を設けた市町村の教育委員会は、採択地区協議会の規約を変更しようとするときは、協議によりこれを行わなければならない。

附 則

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

文部科学大臣 下村 博文
内閣総理大臣 安倍 晋三

投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年九月三日

内閣総理大臣 安倍 晋三